## 「自己資本の構成に関する開示事項」

< みずほ信託銀行 > 平成26年3月末

平成26年3月末 	【連結】	(単位:	百万円、%)
項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	377,784		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額 うち、利益剰余金の額	262,874 142.057		1a 2
うち、自己株式の額()	142,007		1c
うち、社外流出予定額()	27,147		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	- 40.000	40. 700	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	10,682	42,730	3 5
量極体式等THETT資本に成る調整後少数体工行力の競 経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合 計額	1,877		3
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	1,877		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	390,344		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		1	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,973	11,894	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	- 0.070	44 004	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	2,973	11,894	9
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 操延へッジ損益の額	0 860	3,440	10 11
<u>深延ペック損益の額</u> 適格引当金不足額	841	3,440	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	234	936	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
退職給付に係る資産の額	3,538	14,153	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	<u> </u>	-	16 17
少数出資金融機関等の普通株式の額	900	3,602	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関すするのの数	<u> </u>	-	22 23
に関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)		-	24
に関連するものの額   うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_	25
その他Tier1 資本不足額	3,918		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	11,547		28
<u>普通株式等Tier1 資本</u> 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八)	378,797	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
音	310,191		29
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b 30
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,117		34-35
適格旧Tier1 資本にはる調整をク数林工行力等の領 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれ	•		
る額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調	<u> </u>		33 35
達手段の額   経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	176		- 55
	176		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	1,294		36
その他Tier1 資本に係る調整項目		1	0=
<u>自己保有その他Tier1 資本調達手段の額</u>  意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	<u> </u>	-	37 38
息図的に休有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額  少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		70	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,195		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	2,576		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%	936		
相当額 Tier2 資本不足額	1,682		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	5,213		43
その他Tier1 資本	_		44
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (へ)    Tier1 資本	-		44
Tier1 資本の額((八)+(へ))(ト)	378,797		45

1

【連結】	(単位:百万円、	%)
	し十四・ロハハム	70 )

	【連結】	(単位:	<u>百万円、%)</u>
		経過措置による	国際様式の
項目		不算入額	該当番号
		11 <del>71</del> /(11)	W – H –
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		40
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	262		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	49,517		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	49,517		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達 手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	195		50
	195		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	193		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	30,492		000
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%	•		
相当額	30,492		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	80,467		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	807	3,230	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額			55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,788		
うち、金融機関等の資本調達手段の額	105		
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%     相当額	1,682		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	2,595		57
Tier2 資本に版る時間では、「ファーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	2,000		01
Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	77,872		58
総自己資本	, ,		
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	456,669		59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	32,502		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	9,317		
に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に関連するものの額 うち、退職給付に係る資産に関連するものの額	14 152		
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するものの額	14,153 9.030		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,564,681		60
連結自己資本比率	2,004,001		00
連結普通株式等Tier1 比率((八)/(ヲ))	14.76%		61
連結Tier1 比率 ( ( ト ) / ( ヲ ) )	14.76%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	17.80%		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	39,755		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,037		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整	-		74
頃目不算入額	07.000		
燥延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 ( 7 )	27,633		75
TIBTZ 賃本に係る基礎項目の額に昇入される引き並に関する事項 ( / )  一般貸倒引当金の額	195		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,147		77
	1,17/		
ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該	-		78
額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			
文 投 コ トリ	13,078		79
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	13,076		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)	13,076		_
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控	-		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控 除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控 除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	61,369		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) 適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控 除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83